解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十四日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都府中市白糸台三丁目二番地一―一〇七号　医療法人明豊会

清算人　河西　徹

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月三十日滋賀県知事の認証を受け解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

滋賀県彦根市千尋町三九番地　妙福寺

清算人　浅野　法子

解散公告（第三回）

当組合は、存続期間満了により令和八年十月三十一日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡市中央区渡辺通二丁目一―八二第二別館三階　九電料金ユニオン

清算人　赤﨑　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水五条一丁目二番、最後の住所札幌市白石区菊水五条一丁目三番一〇―一一〇二号

被相続人　亡　横山　幸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

事務所札幌市中央区南一条西十丁目南大通ビルアネックス七階　ひいらぎ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　及川　華恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字番町三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安ヶ平育子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所

相続財産清算人　弁護士　上野　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市大只越町一丁目四九番地二、最後の住所岩手県釜石市大只越町一丁目八番五号　被相続人　亡　菊池　潤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

岩手県釜石市大只越町一丁目六番九号

相続財産清算人　司法書士　小井土祥子（職名　田代　祥子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区本町一条二丁目二番地七、最後の住所秋田県秋田市下北手梨平字登館八番地　介護老人保健施設桜の園

被相続人　亡　安宅　安藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

秋田市山王三丁目一番一号秋田県庁第二庁舎三階Ａ―四

相続財産清算人　司法書士　中嶋　寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区松江三丁目三九七一番地、最後の住所東京都江戸川区松江三丁目八番一―一〇二号松江マンション

被相続人　亡　小出キクヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都中央区銀座三―九―一九　吉澤ビル八階東京21法律事務所

相続財産清算人　弁護士　広津　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区松江三丁目三九七一番地、最後の住所東京都江戸川区松江三丁目八番一―一〇二号松江マンション

被相続人　亡　小出　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都中央区銀座三―九―一九　吉澤ビル八階東京21法律事務所

相続財産清算人　弁護士　広津　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区松濤一丁目二三番、最後の住所東京都目黒区八雲五丁目六番三号ＴＨＥ　ＡＲＫ一〇一　被相続人　亡　鈴木　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都千代田区神田須田町一丁目四番八号ＮＣＯ神田須田町八階　お茶の水合同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　田口智香子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区今戸二丁目四番地四、最後の住所東京都足立区柳原一丁目二九番六号

被相続人　亡　榎本　俊昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤ビルディング六階東京はやぶさ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　杉岡　麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区上高井戸一丁目九四番地、最後の住所東京都杉並区久我山三丁目二三番一一号ハイムアゼリア二〇二

被相続人　亡　堤崎富美弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階　潮見坂綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　浅田登志雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市則武西二丁目五番地、最後の住所岐阜市西島町四番二四―二号　ケアホーム恵光　被相続人　亡　高橋　浩二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

事務所岐阜県岐阜市明徳町一〇　杉山ビル三階　弁護士法人見田村法律事務所

相続財産清算人　弁護士　見田村勇磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県三重郡菰野町大字菰野一〇一三番地一六、最後の住所三重県三重郡菰野町大字菰野五八三三番地一　みずほ寮

被相続人　亡　日紫喜　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

三重県四日市市浜田町四番二〇号　四日市三交ビル七階　レジリエンス法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加藤　勇